

内 容

1. 国の環境政策の動向	1
1. 気候変動: 国家林業局が「省レベル林業気候変動対応作業計画 2017 年-2018 年」を公表..	1
2. 固定排出源対策: 環境保護部が「固定汚染源汚染排出許可分類管理名簿」を公表	2
3. 環境対策: 環境保護部が「環境汚染第三者対策に関する実施意見」を公表	2
4. 大気汚染対策: 環境保護部が「京津冀及び周辺地域 2017-2018 年秋冬季大気汚染総合対策強化行動プログラム」を公表	3
2. 地方（地方政府等における）の環境情報	4
1. 汚水処理: 湖北省発展改革委員会・住宅城郷建設庁が「湖北省十三五城鎮汚水処理及び再生利用施設建設計画」を公表	4
2. 気候変動緩和: 浙江省政府が「浙江省温室効果ガス排出作業実施プログラム」を公表	4
3. エネルギー開発: 内モンゴル自治区政府が「内モンゴル自治区エネルギー開発十三五計画」を公表	5

1. 国の環境政策の動向

1. 気候変動: 国家林業局が「省レベル林業気候変動対応作業計画 2017 年-2018 年」を公表

8 月 1 日、国家林業局が「省レベル林業気候変動対応作業計画 2017 年-2018 年」を公告した。「国務院十三五温室効果ガス排出規制作業プログラム」、「林業気候変動対応十三五行動要点」、「林業気候変動適応行動プログラム 2016 年-2020 年」の要求に基づいて、当該作業計画が作成された。当該作業計画による、以下の取り組みを挙げた。

- ✓ 2020 年までに、2005 年比で 4000 万 ha の森林面積を増加し、2030 年までに森林蓄積を 45 億立方メートル増加する。そのため、2017 年-2018 年植林任務を完成する。
- ✓ 湿地の炭素吸収量を安定させる。
- ✓ 森林の災害、湿地の流失を防ぎ、林業の炭素排出を削減する。
- ✓ 林業の炭素吸収量への審査を強化する。
- ✓ 初の全国土地利用、土地利用変化と林業（LULUCF）の炭素吸収量の算定・モニタリング結果（2014 年-2016 年）に関する品質検査と取りまとめを実施する。
- ✓ 第二回全国 LULUCF の炭素吸収量の算定・モニタリング（2017 年-2019 年）を実施する。
- ✓ 省レベルの林業温室効果ガス排出イベントリーを編集する。
- ✓ 2005 年 1 月 1 日から実施して来た CCER 事業、CDM 事業、国際自主排出削減事業、企業社会責任履行植林事業を整理する。
- ✓ 北京、福建、江西、湖南、広東省の林業主管部門及び大興安嶺林業集団が CCER 林業炭素吸収量取引の経験を取りまとめる。
- ✓ 各省の林業主管部門が全国統一炭素排出権取引市場の起動をきっかけに、積極的に省レベルの発展開発部門と調整・コミュニケーションを行い、地方の林業炭素取引政策を研究する。
- ✓ 省レベルの林業主管部門が市場の役割を良く理解する。
- ✓ 森林、湿地、荒漠生態システムが気候変動による影響規律及び適応対策など基礎理論を研究する。気候変動緩和・適応に関する肝要技術を研究する。

- ✓ 国家 CDM 基金、国際グリーン気候基金を活用し、2017 年-2018 年の政策研究事業の申請を行う。

出所：国家林業局

2. 固定排出源対策：環境保護部が「固定汚染源汚染排出許可分類管理名簿」を公表

8 月 1 日、環境保護部が「固定汚染源汚染排出許可分類管理名簿」を公表した。当該名簿によると、汚染物質排出事業者及びその汚染物質発生量、排出量、環境破壊度合に基づいて、汚染物質排出事業者に対して汚染排出許可の重点管理と簡素化管理を実施する。既存の事業者は当該名簿の規定に従って、実施期限以内に汚染排出許可証を申請する。事業者は同じ場所で当該名簿に記載される二つ以上の産業の経営・生産を行う場合に、一つの汚染排出許可証を申請する。当該名簿の第一類から第三十二類産業以外の事業者は、第三十三類産業に記入されているボイラー、工業炉・釜、電気メッキ、生活污水、工業排水収集処理などの運用工程を有する場合、その運用工程向けの汚染排出許可証を申請する必要がある。

また当該名簿に記載されていなくとも、(1) 重点汚染排出事業者名簿に登録され、(2) SO₂、NO_x の年間排出量がいずれ 250 トンを超える、(3) 煤塵排出量が 1000 トン以上、(4) COD 年間排出量が 30 トン以上、(5) NH₃-N、石油類と揮発酚の合計年間排出量が 30 トン以上、(6) 単項目の有毒有害大気、水汚染物質の汚染相当量が 3000 以上となるといったいずれかの条件に該当する企業は当該名簿の重点管理産業に準じて、汚染排出許可証を申請する必要がある。

出所：環境保護部

3. 環境対策：環境保護部が「環境汚染第三者対策に関する実施意見」を公表

8 月 9 日、環境保護部は「環境汚染第三者対策に関する実施意見」を公表した。当該実施意見によると、環境汚染対策は市場化、専門化、産業化を方向性として、汚染排出者による費用負担、第三者対策と汚染排出許可制度を組み合わせた汚染対策新メカニズムの設立、社会資本の積極参加、対策効率と専門化水準の継続向上を推進することを目的にする。そして、この目的を実現するために、当該実施意見は以下のような規定を挙げた。

- ✓ 汚染排出事業者が汚染対策の主體的責任を負い、法律に従って第三者に環境対策業務（サービス）を委託する。第三者対策事業者と環境対策業務（サービス）合同書を締結し、関連責任と義務を履行する。
- ✓ 政府或いは汚染排出事業者と第三者対策事業者は関連法律・法規に従って、国家発展改革委員会、環境保護部など部署が発表した「環境汚染第三者対策合同書(示範文書)」を参考した上で、環境対策業務（サービス）合同書を締結する。
- ✓ 汚染排出許可管理制度、環境保護部門が汚染排出事業者を監督できるように法律、行政法規と國務院環境保護主管部門の規定に従って汚染排出口を設置し、汚染源排出口を規範的に整備、建設し、オリジナルデータを適切に保存し、正確且つ完全な環境管理台帳記録を確立する。
- ✓ 汚染排出事業者と第三者対策事業者が環境保全施設の正常運営を確保すべき。
- ✓ 環境保護法律・法規を全面的に講じ、法律の実施を強化する。
- ✓ 環境保護部及び省レベル環境保護部は第三者対策の情報開示を推進し、第三者対策の情報プラットフォームを構築する。
- ✓ 京津冀、長江デルタ、珠江デルタなどの重点地域では、モデル事業として期限付きの第三者対策制度を導入する。
- ✓ 資源化処置の方式を推進し、高効率且つ共有型環境実績・効果を巡る合同サービスパターンを研究する。
- ✓ 汚染排出権の有償使用制度を設立し、汚染排出権のモデル事業を遂行する。
- ✓ 地方でグリーン開発基金を設立することを奨励し、社会資本を積極的に導入し、第三者対策事業への融資支援を提供する。
- ✓ 環境サービスのモデル事業に合わせて、第三者対策パターンを模索し、大気、水、土壌汚染防止対策を重点に、条件を揃えた地区と産業は第三者対策モデル事業を実施する。

- ✓ 国家と省レベル環境保護主管部門が第三者対策の典型事例を選出・編集し、第三者対策の典型事例目次を作成する。

出所：環境保護部

4. 大気汚染対策：環境保護部が「京津冀及び周辺地域 2017-2018 年秋冬季大気汚染総合対策強化行動プログラム」を公表

8月21日、環境保護部が「京津冀及び周辺地域 2017-2018 年秋冬季大気汚染総合対策強化行動プログラム」を公表した。当該プログラムによると、特に秋季と冬季に、京津冀及び周辺地域は大気汚染対策に喫緊な課題が残っており、この課題の解決に向けて2017年10月-2018年3月の期間に、京津冀地域における大気汚染輸送通路に関わる都市（北京市、天津市、河北省石家荘市など2+26都市）にPM2.5平均濃度を15%以上削減し、重度汚染日数を15%以上削減するという強化目標を定めた。

この目標を実現するために、以下のような取り組みを講じる予定。

- ✓ 2017年10月末までに、2+26都市のすべての区県においてSO₂、NO₂、PM₁₀、PM_{2.5}、CO、O₃観測の大気環境自動モニタリング拠点を導入する。中国環境モニタリング総合センター（中国環境監測总站）へのデータ送信率90%以上を達成する。モニタリングデータの品質管理を強化する。
- ✓ 大気汚染排出に関わる廃棄類産業の企業を、2017年9月末までに法律に従って取り消す。
- ✓ 散（事業所分布が政府産業分布計画に合致しない企業）・乱（産業政策に合致しない企業）・汚（汚染防止施設・汚染処理能力を保有しない企業）型の企業の集まりに対して全体的な対策を実施する予定。
- ✓ 2017年10月末までに、2+26都市が電気による石炭代替、ガスによる石炭代替の事業数が300万世帯に達成する。散炭（小規模ボイラー、家庭熱供給、飲食用など石炭）利用の復活を禁止し、2017年11月15日-2018年3月15日間に石炭品質への監督管理を強化する。
- ✓ 2017年11月1日から、石炭ボイラーを申告しない、ガス発生炉を廃棄しない或いは欺まん行為を有する地方に対して責任を追求する。
- ✓ 小規模石炭燃焼ボイラーの廃棄範囲を拡大する。小規模石炭燃焼ボイラーの取り消し作業を終了する。
- ✓ 北京市における2500基のガスボイラーに対して低NO_x排出改造を終了する。2017年11月1日から、排出基準に達成していない石炭燃焼ボイラーを一切に使用停止し、改造を行う。
- ✓ 2017年に石炭消費量を北京市が260万トン削減、天津市が260万トン削減、河北省が600万トン以上削減する。
- ✓ 2017年の熱供給期間が始まるまでに、2+26都市が72基の発電ユニット、398万kW分の石炭燃焼発電ユニットを廃棄する。
- ✓ 排出面源の排出状況を系統的に調査する。企業は排出面源への対策案を作成し、2017年の熱供給期間に至るまでに対策導入を終了する。
- ✓ VOC対策に関しては、2017年7月1日から石油化学産業は厳格に排出基準を実施する。製薬、農薬など化学工業、自動車製造、機械設備製造、家具製造など工業塗装類、包装印刷などの産業に対してVOC総合対策を実施する。2017年10月末までに、各地方は基本的対策を終了する。対策未導入の企業に対して、法律に従って生産停止・対策導入を命じ、各地方の冬季ピークシフト生産計画に導入する。
- ✓ 2017年10月末までに、排出口の高さが45米以上の煙突すべてに、自動モニタリング装置を導入する。
- ✓ 2017年10月末までに、各地方は電力、鉄鋼、セメント企業への排出許可証の発行作業を終了する。2017年12月末までに、銅、鉛、亜鉛の精製、電解アルミ、原料薬品の製造、農薬などの産業企業への排出許可証の発行作業を終了する。

- ✓ 移動排出源に関しては、貨物車の排出基準超過を厳格に調査・処理し、工程機械の汚染対策を強化し、車両用油製品への監督管理を強化する。
- ✓ 排出面源の汚染対策に関しては、秋季に農作物の野焼きを厳格に規制し、砂埃対策の管理を強化し、露天鉱山の総合対策を推進し、花火爆竹の使用を削減する。
- ✓ 工業企業のピークシフト生産と輸送に関しては、2017年9月末までに鉄鋼企業のピークシフト生産、生産停止・減産プログラムを策定する。石家荘など重点都市では、熱供給期に鉄鋼生産能力を50%に抑える。2017年10月1日-2018年3月31日に、コークス企業のコークス産出時間を36時間以上に延長、都市部のコークス企業が48時間以上に延長する。すべてのセメント、レンガー、陶磁器、ガラス棉、岩棉、石膏版など建材産業は熱供給期間に生産停止する。熱供給期に電解アルミ企業が30%以上減産し、酸化アルミ企業が30%以上減産し、炭素企業が特別排出基準に達成しない場合、生産を全部停止するが、達成した場合に50%減産する。原料薬品生産の薬品企業におけるVOC排出工程、有機溶剤を使用する農薬企業におけるVOC排出工程は、熱供給期間に原則に生産を停止する。大型材料の輸送もピークシフトする。
- ✓ 早期警告の分級基準を統一にし、早期警告のレベルに合わせた排出削減対策を統一する。区域の応急連携対策を統一する。

出所：環境保護部

2. 地方（地方政府等における）の環境情報

1. 汚水処理:湖北省発展改革委員会・住宅城郷建設庁が「湖北省十三五城鎮汚水処理及び再生利用施設建設計画」を公表

8月17日、湖北省発展改革委員会・住宅城郷建設庁が「湖北省十三五城鎮汚水処理及び再生利用施設建設計画」を公表した。当該計画では以下のような主要目標を挙げた。

- ✓ 2020年までに、都市部の汚水処理率を95%以上に達する。その内、地級以上都市の建設済み区ですべての汚水を収集・処理し、県級都市が85%以上に達する。農村部の生活汚水処理率を75%以上に達する。
- ✓ 2020年末までに、全省の都市と県城の汚泥無害化処置率を90%以上に達する。農村部の汚泥規範化処置率を80%以上に達する。
- ✓ 2020年末までに、全省の都市と県城の再生水利用率を15%に達する。

この目標を実現するために、以下の取り組みを実施する予定。

- ✓ 18887.9キロの汚水管網を新規する。
- ✓ 6837.1キロの汚水管網を改造する。
- ✓ 359.6万立方米/日の汚水処理能力を新規する。
- ✓ 430.9万立方米/日の汚水処理能力を改造する。
- ✓ 3559.3トン/日の汚泥処理処置を新規（改造）する。
- ✓ 36.4万立方米/日の再生水利用施設を新規する。
- ✓ 前述取り組みへの投資総額が6,562,780万元となる。

出所：湖北省発展改革委員会

2. 気候変動緩和:浙江省政府が「浙江省温室効果ガス排出作業実施プログラム」を公表

8月9日、浙江省政府が「浙江省温室効果ガス排出作業実施プログラム」を公表した。当該プログラムの主要目標は、2020年までに地方GDP当たりCO₂排出量を2015年比で20.5%削減し、炭素排出総量を有効に制御する。非CO₂のGHG排出削減を強化する。非化石エネルギー消費の比重を約20%以上に達する。林木蓄積量を4億立方米に達し、森林植被による炭素吸収量を2.6億トンに達する。

この目標を実現するために、以下のような取組を講じると計画されている。

- ✓ 2020年までに、全省の原子力発電キャパシティを900万kWに達し、建設中の発電キャパシティを500万kW以上に達す。2020年までに全省の水力発電所のキャパシティを700万kWに達する。2020年までに太陽光発電、風力発電のキャパシティを800万kWと300万kWに達し、バイオマス（ゴミ）発電のキャパシティを110万kWに達す。
- ✓ 2020年までに、エネルギー消費における電力の割合を33%に達し、天然ガスを10%に達する。
- ✓ 2020年までに石炭消費総量を約1.35億トン標準石炭に抑える。全省の6000kWh以上規模の石炭火力発電所は送電側の石炭消費原単位を780g/kWh以下に抑える。
- ✓ 十三五期間にサービス業の付加価値の年平均成長率8%以上を実現し、2020年までに全省のGDP値におけるサービス業付加価値の割合を53%以上に達する。
- ✓ 2020年までに、工業付加価値に当たりCO2排出量を2015年比で22%削減する。
- ✓ 2020年までに、農薬、化学肥料使用量を2015年比で5%削減する。2020年までに、一定規模の家畜養殖場が汚染排出基準への達成率100%を達成する。農作物藁の総合利用率が95%に達する。
- ✓ 2020年までに、全省の城鎮部におけるすべての新規建築が一つ星レベルのグリーン建築に達し、10%以上の新規建築が二つ星レベルのグリーン建築に達する。2020年までに、累積で1000万平方メートルの公的建築の省エネ改造を行い、1800万平方メートルの住宅建築の省エネ改造を行う。2020年までに建築セクターのエネルギー消費における再生可能エネルギーの割合が10%以上に達する。
- ✓ 2020年までに、2015年と比べて、道路運営車両の輸送回転量当たり炭素排出量を5.5%削減し、運営船舶の輸送回転量に当たり炭素排出量を3.4%削減し、埠頭生産スループットに当たり炭素排出量を3.3%削減する。2020年までに省エネ・環境保全型自動車における営業旅客車両、公共自動車の割合を15%、40%に達する。2020年までに1000基以上の充電（充ガス）ステーション、21万件以上の充電機を導入する。
- ✓ 国家低炭素モデル都市である杭州市、寧波市、温州市の取り組み経験を取りまとめて普及・複製する。また、嘉興、金華、衢州の3つの国家低炭素モデル都市でモデル事業を実施する。杭州下砂経済開発区、寧波経済技術開発区、温州経済技術開発区、嘉興秀洲ハイテク技術産業開発区の4つの国家低炭素モデル工業園区における低炭素対策を強化する。

出所：浙江省政府

3. エネルギー開発：内モンゴル自治区政府が「内モンゴル自治区エネルギー開発十三五計画」を公表

8月1日、内モンゴル自治区政府が「内モンゴル自治区エネルギー開発十三五計画」を公表した。当該計画によると、十二五時期（2011年-2015年）における、内モンゴルのエネルギーの開発状況が次表のように示されている。

十二五時期(2011年-2015年)におけるエネルギーの開発状況					
項目	単位	2010年	2015年	年平均成長率	
一次エネルギー生産 総量	億トン標 準石炭	4.97	5.63	2.5%	
その内：原炭	億トン	7.87	9.1	2.9%	
原油	億トン	182.9	178.8	-0.5%	
天然ガス	億立方米	203	290	7.4%	
非化石エネルギー	万トン標 準石炭	822	1607	14.3%	
発電量	億 kWh	2600	3920	8.6%	
発電キャパシティ	億 kW	6451	10391	10.0%	
その 内：	火力	万 kW	5293	7260	6.5%
	水力	万 kW	85	237	22.8%
	風力	万 kW	973	2425	20.0%
	太陽エネルギー 発電	万 kW	0	469	-
エネルギー消費量	億トン標 準石炭	1.68	1.89	2.4%	
エネ ルギ ー消 費構 成	石炭	%	81.66	82.92	[1.26]
	石油	%	10.05	6.5	[-3.55]
	天然ガス	%	3.39	2.09	[-1.3]
	非化石エネ ルギ ー	%	4.89	8.49	[3.6]
全社会電力使用量	億 kWh	1537	2543	10.6%	
※：[]が5年間累積数。一次エネルギー生産総量、エネルギー消費総量及び構成の計算には等価値方法を使用する。全国第三次経済調査の結果を踏まえて、2013、2014年エネルギー消費総量と比重に対して調整を行なった。					

この現状を踏まえて、内モンゴル自治区が十三五期間(2016年-2020年)におけるエネルギー開発の目標を挙げた。

十三五期間(2016年-2020年)におけるエネルギーの開発目標							
種類	目標	単位	2015年	2020年	年平均成長率	属性	
エネ ルギ ー 生 産 ・ 供 給	一次エネルギー生産総量	億トン標準石炭	5.63	7	4.5%	予期性	
	その 内	原炭	億トン	9.1	11.5	4.8%	予期性
		原油	億トン	178.8	210	3.3%	予期性
		天然ガス	億立方米	290	300	0.7%	予期性
		非化石エネルギー	万トン標準石炭	1607	3300	15.5%	予期性
	発電キャパシティ	億 kW	10391	16500	9.7%	予期性	
エネ ルギ ー 消 費	エネルギー消費総量	億トン標準石炭	1.89	2.25	3.5%	拘束性	
	石炭消費量	億トン	3.65	5.5	8.5%	予期性	
	石油消費量	万トン	869	1200	6.7%	予期性	
	天然ガス消費量	億立方米	38.2	80	15.9%	予期性	
	非化石エネルギー消費量	万トン標準石炭	1607	2500	9.2%	予期性	
	全社会電気使用量	億 kWh	2543	3480	6.5%	予期性	

エネルギー構成	非化石エネルギーキャパシティの比重	%	30.1	38	[7.9]	予期性
	非化石エネルギー消費の比重	%	8.5	-	国家要求に達成	拘束性
	天然ガス消費の比重	%	2.1	4	[1.9]	予期性
	石炭消費の比重	%	82.9	79	[-3.9]	予期性
	端末石炭消費の比重	%	20.7	16	[-4.7]	予期性
	発電用石炭消費の比重	%	52.4	55	[2.6]	予期性
エネルギー効率と環境	GPD 値に当たりエネルギー消費量の削減率	%	-	-	国家要求達成	拘束性
	GPD 値に当たり CO2 排出量の削減率	%	-	-	国家要求達成	拘束性
	石炭火力発電送電側の石炭消費原単位	g/kWh	337	325	[-12]	拘束性
※:[]が 5 年間累積数。天然ガスには非通常天然ガスを含む。一次エネルギー生産総量、エネルギー消費総量及び構成の計算には等価値方法を使用する。						

出所：内モンゴル自治区政府